

身体拘束等適正化のための指針

ママメイト本社（訪問介護、障害支援、ママヘルプ）

当事業所における身体拘束適正化のための指針を、次のとおり定める。

1. 身体拘束適正化に関する考え方

(1) 基本的な考え

身体拘束は、利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束禁止に向けた意識を持ち、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない支援の実施を目的とします。

(2) 身体拘束の禁止の規定

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

サービスの提供にあたっては、やむを得ず該当利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急の場合には、以下の 3 要件を全て満たす必要があり、その場合であっても身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行い、必要最小限の身体拘束を行うことがあります。

① 切迫性

利用者等本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合

③ 一時性

身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合

以上の 3 要件を満たし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、本人及び家族への説明と同意を得て行います。又その様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(3) 日常的支援における留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応答等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保するため、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

(4) 情報開示

本指針は、事業所内掲示場所に掲示・掲載するとともに、利用者から閲覧の求めには速やかに応ずる。

2. 身体拘束の適正化を図る体制

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会(以下、「委員会」とする)を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。なお、「虐待防止委員会体」と同時に開催することができるものとする。委員会は毎月行われる事業部会議内での開催と、身体拘束の適否判断を緊急に要する場合の適宜開催の2種類とする。尚委員会は定期・適時共に同一の主体が行う。

(2) 委員会の設置目的

- ① 事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

(3) 委員会の構成員

委員会の構成員は委員長 1 名、委員 2 名を互選により選出する。委員長は身体拘束適正化の一連の措置を適切に実施するための担当者を兼任する。委員は委員長の業務を補佐し、委員長不在など緊急時には委員長の代役を務める。委員会の議事録を作成する書記を 1 名委員会ごとに選出する。尚急な事態(数時間以内に身体拘束を要する場合)は、委員会が開催できない事が想定されるため、各スタッフの意見を盛り込み委員長を中心に検討する。

3. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

- ① やむを得ず身体拘束を必要とする場合は身体拘束適正化委員会にて協議する。
- ② 協議の上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、サービス提供責任者が利用者等、及び家族等に対する説明書(書式1)を作成する。
- ③ 身体拘束を行っている間は経過観察を行い、経過観察シート(書式2)を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。
- ④ 上記③の記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要がなくなった場合は速やかに身体拘束等を解除する。その場合、本人、家族に報告する。

4. 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束適正化のため、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時に身体拘束適正化研修を実施する。研修の内容としては、身体拘束適正化に関する基礎的内容などの適切な知識の普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束適正化に資する内容とする。尚身体拘束適正化のための研修は虐待防止研修と一本化して行うことができる。

附則

この指針は、令和5年4月1日より施行する。

参 考 身体的拘束に該当する具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為は以下のとおり。

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。